

マイナンバーカード 代理受取 の 持ち物

申請者本人は 長期入院をされている方(15歳以上)

窓口に来る方は 任意代理人

★代理人受取の場合は、申請者本人が窓口で受け取る際にご用意いただくものよりも、多くの書類が必要です。次の表などを必ずご確認ください。

チェック欄	持ち物（原本に限ります。コピー不可）
	<p>交付通知書(ハガキ)</p> <p>◎裏面の回答書欄、委任状欄をご記入の上、窓口にお持ちください。 ◎暗証番号欄に目隠しシールを貼付してください。目隠しシールが貼付されていないと、受け取り手続きができない場合があります。</p> <p>[交付通知書がない場合] 任意代理によるカード受け取りはできません。 松伏町役場住民ほけん課戸籍住民担当にご連絡ください。</p>
	<p>通知カード(お持ちの方のみ)</p>
	<p>申請者本人の本人確認書類(顔写真付きが必須) (「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください)</p> <p>①、②、③、④のいずれかの書類をお持ちください。</p> <p>① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点(合計2点) ③ B区分のうち顔写真付きのもの1点とB区分のうち顔写真付きでないもの2点(合計3点) ④ 次の顔写真証明書 1点とB区分のうち顔写真付きでないもの2点(合計3点) ・申請者本人が病院へ入院している場合の顔写真証明書 …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、入院先の病院長の署名又は記名・押印を受け、顔写真証明書を作成</p>
	<p>代理人の本人確認書類(顔写真付きが必須) (「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください)</p> <p>①、②のいずれかの書類をお持ちください。</p> <p>① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点(合計2点)</p> <p>※A区分の顔写真付き本人確認書類をお持ちでないと、代理人になれません。</p>
	<p>申請者ご本人がお越しになれないことを証明する書類 医療機関から発行された以下の書類(いずれか 1点)</p> <p>・入院診療計画書(医療法第6条の4) ・領収書(入院に関する医療費を支払った領収書) ・診療明細書(医療機関において、医療費の支払いの際に発行されるもので、入院に関する診療内容の明細が記載されているもの) ・診断書 ・病院長が作成した顔写真証明書</p>

松伏町役場 住民ほけん課 電話:048-991-1866(直通)
平日(月曜日～金曜日):午前8時30分～午後5時00分
第2・第4日曜日:午前9時00分～午後1時00分(要予約)